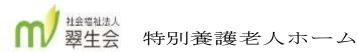
重要事項説明書



音羽台レジデンス

介護老人福祉施設「音羽台レジデンス」重要事項説明書

(令和5年8月1日 現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供する事により、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1)提供できるサービスの地域

施設の名称	特別養護老人ホーム 音羽台レジデンス
指定番号	1 3 7 1 9 0 6 3 8 7
所在地	東京都板橋区成増四丁目33番1号
管理者氏名	磯貝 知男
電話・FAX	03 - 3939 - 0200 $03 - 3939 - 0344$
サービスを提供する地域	原則として東京都

(2) 施設の従業者体制 指定基準を遵守しています。

職種	従事するサービス種類、業務	人員
41以7里	(世事りなり一日/性類、未務)	配置基準
管理者	業務の一元的な管理	1人
医師	健康管理及び療養上の指導	1人
生活相談員	生活相談及び指導	1 人以上
	看取りに関する協議の場に参加	
介護支援専門員	施設サービス計画の作成、運用	1 人以上
介護職員	介護業務	34 人以上
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェッ	3 人以上
	ク及び指導、保健衛生管理	
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1人以上
管理栄養士	食事の献立作成、各入居者の栄養状態の維持、	1 人以上
栄養士	改善を図り自立した日常生活を営むことができ	
	るよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計	
	画的に行う	
調理員	献立に従った調理、配膳	必要数

(3)職種の勤務体制

(介護) (看護)

 早番
 7:00~16:00
 早番
 8:00~17:00

 日勤
 8:30~17:30
 日勤
 8:30~17:30

 遅番
 10:45~19:45
 遅番
 10:00~19:00

夜勤 16:30~9:30

(調理) (その他)

早番 6:30~15:30 日勤 8:30~17:30

日勤 8:30~17:30

遅番 10:30~19:30

(4) 設備の概要

定員 95名

○居室 個室95室

入所者の居室は、全室個室で、トイレ・洗面台を備え、備品としてベッド・枕元灯・ロッカー等があります。

○食堂 12室

ユニット毎に、入所者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 15室

浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

○機能訓練室 3室

フロアー毎に、入所者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○医務室 2室

入所者の診察・治療のために、医療法に規程する診療所を設け、入所者を診察するため に必要な医薬品及び医療器具を備えます。

- 3. サービスの内容
- (1) 基本サービス

①食事 朝食 8:00~10:00

昼食12:00~14:00夕食18:00~20:00

- ②介護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ介助、体位交換、相談 等の精神的ケア、日常生活上の世話
- ③入浴 週2回入浴可能です。体調不良等を理由に実施しない場合は、実施日の変更もしくは清拭等の他の方法にて実施いたします。
- ④機能訓練 入所者の状況に応じて機能訓練を実施します。
- ⑤理容・美容 定期的に訪問の理容・美容サービスを実施しております。(自己負担)
- ⑥各種レクリエーションを定期的に実施しています。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定 代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- □介護報酬告示額
- (1) 基本料金 別表のとおり
- (2) 加算料金等 別表のとおり
- □その他の費用
- (1)「居住費」及び「食費」 別表のとおり
- (2) 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担) 別表のとおり

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③施設内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のおもてなしは、お受けできません。
- ⑤原則、施設内での動画撮影、写真撮影は禁止しております。撮影については施設の許可を得てください。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP(事業継続計画)、防災計画を作成します。防災計画に基づき、年2回以上の消火、避難その他訓練(入所者及び従業者が参加)を地域住民の参加を得て実施します。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医 や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、自己の状況や事故に際してとった処置について記録し、 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 事故防止に関する対策

事故の発生又は再発を防止するために、担当者及び事故対策委員会を設置し、指針の整備、改善策を従業員に周知徹底する体制の整備、研修(年2回以上)を定期的に実施いたします。

10. 入所者の尊厳に関する対策(虐待の防止)

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、高齢者権利擁護委員会を設置し、担当者を 配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修を実 施します。

11. 身体拘束の適正化

入所者の身体拘束の適正化のために、身体拘束適正化委員会を設置し、担当者を配置し 定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修を実施しま す。

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その歳の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 感染症に関する対策

入所者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、とるべき措置についてあらかじめ BCP (事業継続計画)を作成します。また、感染対策委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修(年2回以上)、訓練を実施します。

13. 認知症への対応力向上に向けた取り組み

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、 入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

14. 看取り援助の提供

当施設は、老人基本法理念、介護保険法理念、法人理念に基づき、入居者一人ひとりの人権を遵守するため、看取り援助委員会を設置し「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(H30年3月 厚生労働省)に沿った、「看取り援助指針」を整備し看取り援助を提供します。

看取り援助委員会を定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、研修を 実施します。

15. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

① 担当者:生活相談員

受付時間 :月~金 8:30~17:30 電話:03-3939-0200(代表) 03-3939-9466(相談室)

- ② 苦情解決責任者:音羽台レンジデンス 施設長 磯貝知男
- ③ 苦情解決第三者委員会:法人評議員 加藤 あけみ 牧 詔市

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

東京国民健康保険団体	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階			
連合会 介護サービス	東京都国民健康保険団体連合会			
苦情相談窓口	TEL 03-6238-0177			
板橋区介護保険	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1			
苦情・相談室	板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課			
	TEL 03-3579-2079			
板橋区保健福祉	〒173-0015 東京都板橋区栄町 36-1-3F グリーンホール			
オンブズマン	TEL 03-3579-2891			

16. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には速 みやかに対応をお願いするようにしています。

-協力医療機関-

· 成增厚生病院

東京都板橋区三園 1-19-1

- わこう在宅診療所 埼玉県和光市丸山台 1-4-3-602
- ・こやま歯科クリニック 板橋区徳丸 3-17-11
- ・エムズ歯科クリニック 中野区東中野 1-51-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、入居時に確認した連絡先に連絡します。

17.福祉サービス 第三者による評価の実施

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、構成・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉第三者評価です。

評価の結果は、社会福祉法人 全国社会福祉協議会のホームページにて確認できます。

第三者による評価の実施	1 あり	結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

,						
令和 4	年 月	日				
<施設>						
(名 称)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人福祉施設 人ホーム 音	目 3 3番 1 号 音羽台レジデンス	(指定番号	1371906387)
(代表者)	社会福祉法	:人 翠生会				
	理事長	新貝	憲利			

(説明者) 生活相談員 高橋寛昌

私は、契約書および本書面により、これから入居する施設の介護老人福祉施設サービスについての重要事項及び看取り援助指針の説明を受け同意しました。

<入所者>

住所

氏名

<入所者代理人>

住所

氏名 (続柄)